

## 大阪府立高等学校PTA協議会

### 入院見舞金規程

第1条 規約第17条のPTA会費及び入院見舞金負担金納入の手続きは、別紙様式(1)によるものとする。

なお、PTA会費及び入院見舞金負担金の基礎となる生徒数は、5月1日の学校基本調査統計に基づく在籍数とする。また、転入・転出その他の生徒数変更にかかわらず、負担金の追徴・返戻はないものとする。

第2条 災害(傷病・事故)入院見舞金の範囲及びその額は次のとおりとする。

ただし、1傷病、1事故とする。

入院見舞金	PTA活動中の災害
学校管理下における生徒の災害(傷病・事故等)での入院により入院見舞金を贈る	単位・ブロック・大阪府・近畿・全国のPTA活動に参加の生徒・保護者・教職員等関係者が災害(傷病・事故等)にあったときに入院見舞金を贈る(物損なし) 但し、教職員は単位PTA会費を支払っている会員
入院 2泊 3日～13泊14日(連続)	20,000円
入院 14泊15日～29泊30日(合算可)	+30,000円
入院 30泊31日(合算可)以上	+30,000円
(但し、8万円を限度とする)	
◎疾病による入院見舞金は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済の給付対象となる事由に限り給付するものとする。	

第3条 入院見舞金の請求については、生徒(保護者)は在学中、教職員は在任中とする。

第4条 地震・噴火・津波等による災害(傷病・事故)は給付の対象外とする。

第5条 規約第5条(5)の手続きは、次による。

(1) 学校管理下における生徒の災害(傷病・事故等)入院見舞金

別紙様式(2)

(2) PTA活動中における生徒・保護者・教職員等関係者の災害(傷病・事故等)入院見舞金

別紙様式(3)

なお、入院見舞金はPTA会長名により請求し状況証明(学校長の証明)を添えて請求する。(医師の証明は不要)

細則 入院見舞金を請求する事ができる権利は、生徒(保護者)は高等学校在学中、教職員は在任中に発生した傷病・事故に限る。又、見舞金請求権が発生した翌日より起算して3年を経過した場合には、時効により請求権は消滅いたします。

附 則 この規定は平成19年4月1日から施行する。

附 則 この規定は平成25年6月20日から施行する。

附 則 この細則は平成26年6月18日から施行する。

附 則 この細則は平成30年6月20日から施行し、平成30年4月1日以降に生じた災害から適用する。